



## マイナンバー改正法成立

先般、参議院で改正法が修正され、衆議院本会議で9月3日に再可決され、マイナンバー改正法が成立いたしました。

当初マイナンバーの利用範囲は「年金」と「税」及び「災害対策」でしたが、年金事務所でデータが多量に流出したことから、「年金」は6か月から1年6か月の期間で情報管理が完備できるまで実施を延期することになりました。

「税」は予定通り実施されますので、マイナンバーの通知書も10月に送付されます。10月5日以降、簡易書留で個人の住所宛に届く予定です。

改正法では、マイナンバーの利用範囲を①金融機関の預金口座、②医療業務、③個人を特定できない条件で利用できるようにしたことは影響が大きいです。

## マイナンバーとは

行政（市区町村）で国民の情報を電子（IT）で管理するには、国民に番号を付する必要があります。市区町村がばらばらに国民に付番すると、番号が重複することがあり得ます。そこで、住民基本台帳法が改正され国家の統一したやり方で、国民に付番するようになっております。現在でも、市区町村に要求すれば住基カードと

いう国民の証明書を取得することができますが、これには番号が記載されておりません。住民基本台帳の改正時、国民総番号制で個人のプライバシーを侵害すると強い反対がありました。行政業務に限定して法律が成立し施行されております。マイナンバー法は国家が封印してきた国民の個人番号を利用するための法律です。マイナンバー（個人番号）は、行政業務のために国民に与えた番号ですので、法律に定められたものにはしか利用（知ること）できません。改正法でマイナンバー（個人番号）の利用範囲は拡大され、これに連なる情報は、「年金」「税」「財産」「医療」等、個人のプライバシーを多量に含んでおります。従いまして、マイナンバー通知書を取得されたら、海外旅行で取得されたパスポートと同様に厳重に管理される必要があります。マイナンバーは日本人であれば国民であることの証明であり、外国人にとっては、日本に在住している（住む権利がある）証明であります。マイナンバーを違法に利用した場合、罰則は厳しく、最も重いのは4年以下の懲役、または200万円以下の罰金、さらにはこの併科です。



## マイナンバーの対応

企業は、個人と係わる以上、マイナンバー（個人番号）を知らなければならず、これをどのように対処すべきか考えてみます。

### (1) 企業がマイナンバーを取得すべき個人の例

1. 給与受給者（年金・税）… 役員、従業員等
2. 報酬料金を受給する方 … 弁護士、会計士、税理士など  
デザイン、原稿料等の受給者
3. 配当金を受け取るもの … 株主
4. 法定調書を作成すべき項目の受給者  
…不動産使用料(家主) 不動産の仲介料  
不動産を譲り受けたもの etc.

### (2) 企業のマイナンバーの取り扱い

1. マイナンバーを取り扱うものを少数の特定者にする。総務、人事、経理の特定者に決める。
2. 従業員等からマイナンバーの記載した書類は、封筒に入れ封印して提出してもらう。
3. 従業員等から提出された書類のマイナンバーを確認する時、情報が流出しない方法に工夫する。

### (3) マイナンバーの管理

1. マイナンバーが入っている電子データは定めた特定者（総務、経理 etc）しか使用できないようにする。
2. マイナンバーを使用する PC、ソフトにロックをかける。PC は専用のものを使用されるほうがよしい。

3. 電子ファイルにパスワードをつける。
4. マイナンバーの入った電子データは複写を禁止する。
5. マイナンバーを使用した作業の記録を残す。年月日、時間、処理者、作業の内容など
6. 紙データは、鍵のついた書庫に保管する。鍵は定められた特定の者（総務、経理、etc）しか使用できないようにする。
7. マイナンバーの入ったデータは、保存期間を経過した場合、復元不可能な手段で速やかに廃棄または削除する。  
(例) 扶養控除等申告書は7年間保存です。



(注) 川経通信に添付して、税務研究会 税研情報センター発行の「マイナンバーの基礎と実務入門」の小冊子をお送りいたしますのでご活用を賜りたく存じます。